



皆野町けんこう大使 み～な

知っ得!! 国保

— 医療保険制度 あれこれ —

■保険証の一斉更新

平成27年9月30日に国民健康保険被保険者証の有効期限が満了になります。

9月中旬から、保険証の一斉更新を行います。

期限切れの被保険者証は町民生活課までお返してください。



■国保税を滞納すると、次のような措置が取られます。

①督促・催告・延滞金の徴収

納期限を過ぎると督促や催告が行われ、延滞金を徴収されます。

②短期被保険者証の交付

有効期限の短い保険証が交付されます。(有効期限は3か月・6か月などです。)

有効期限ごとに更新手続きが必要です。この場合、納税相談を受けなければなりません。

③資格証明書の交付

相当期間滞納し、納税相談などに応じない場合交付されます。

資格証明書は、医療の負担割合は10割です。その後の手続きで、保険負担分は払い戻されますが、滞納している税に充てられます。

こうした事態を避けるためにも、納税が困難な場合、まずは納税相談を受けましょう。

④高額療養費など保険給付の差し止め

高額療養費の現物給付(限度額適用認定)を受けることができません。(高額となる医療費を全額支払うこととなります。)

保険給付がある場合、個人に払い戻される額から滞納分が差し引かれます。

⑤特別な取扱い

○財産・給与などの差し押さえ。

○保健事業や福祉事業などの給付が受けられないなど、厳しい措置が取られることがあります。

滞納を放置したまま、医療が必要になるケースが見受けられます。

納税が困難な場合は、お早めに納税相談にお越しください。

問合せ (資格・給付に関すること) 町民生活課保険年金担当 ☎62-1232
(国保税に関すること) 税務課課税担当・収納担当 ☎62-1461